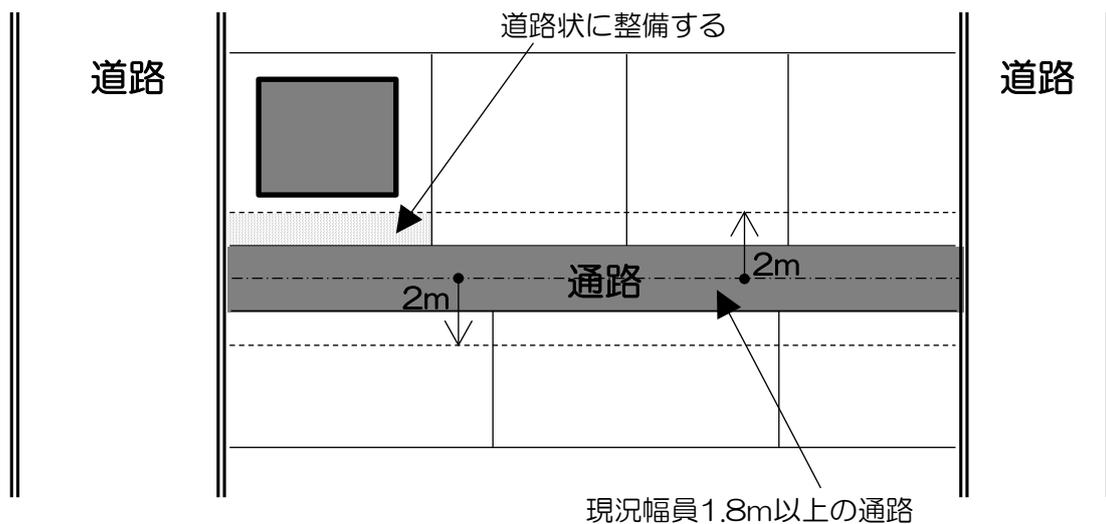
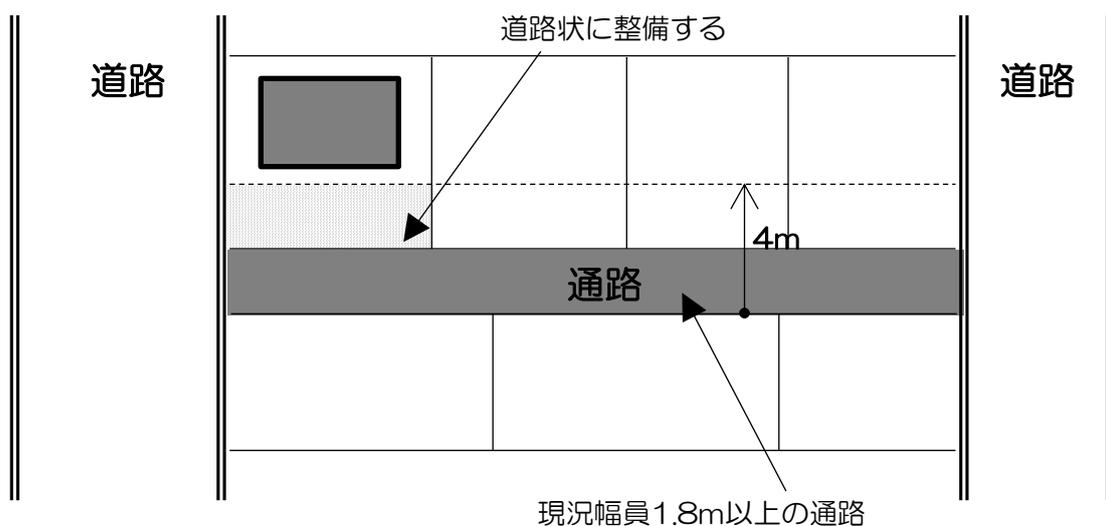


「建築基準法施行規則第10条の2の2第2号及び第3号に関する基準（建築基準法第43条第1項ただし書に関する許可基準）」Ⅱの第2の2（4）に適合する建築物で、法第43条第1項ただし書に規定する許可を受けたものの敷地が接する通路に接する敷地（当該建築物の敷地を除く、）については、当該敷地の当該通路の中心線から水平距離2mの線又は当該通路の反対側境界線から水平距離4mの線と当該通路の境界線との部分が道路状に整備されるときは、当該通路を次のとおり取扱う。

①通路の中心線から水平距離2mの線と通路の境界線との間の部分を、公共の用に供し、かつ、道路状に整備した場合



①通路の反対側境界線から水平距離4mの線と通路の境界線との間の部分を、公共の用に供し、かつ、道路状に整備した場合



承諾の内容			通路の取扱い			
後退の実施	後退部分		建ぺい率 (a)	高度斜線 (b)	採光 (c)	窓先空地 (d)
	整備	敷地面積				
中心2m又は 片寄せ4m後退	道路状に 整備する	不算入	○	△	○	○
		算入	○	×	×	×

○：全幅が緩和対象、△：全幅の半幅が緩和対象、×：緩和対象としない

- a 新宿区建築基準法施行細則第45条
- b 通路を、東京都市計画高度地区計画書の第1項第1号の「水面、線路敷その他これらに類するもの」に該当するものとする。
- c 通路を、建築基準法施行令第20条第2項第1号の「公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面」に該当するものとする。
- d 通路を、東京都建築安全条例第19条第2項の「道路、公園、広場その他これらに類するもの」に該当するものとする。

関連条文	法第43条第1項ただし書き、法第53条第3項第2号、法第56条第1項第3号、令第135条の4第1項第1号 法第58条、法第28条第1項、令第20条第2項第1号、安全条例第19条
------	---

参考	
----	--